

〔改定案〕

東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進協議会設置要綱

（設置）

第1条 東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域における総合治水の推進にあたり、総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）（以下「条例」という）第6条第1項に基づき知事が策定する東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水計画（以下「計画」という。）の案に対して意見を聴くとともに、条例に掲げる諸施設に関して協議するため、東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

また、協議会は水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく「都道府県大規模氾濫減災協議会」として設置するものである。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進計画の案について協議すること。
- (2) 東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域における総合治水の推進に関すること。

（協議会の対象とする計画地域）

第3条 協議会は、別表第1に掲げる計画地域を対象とする。

（協議会委員）

第4条 協議会に、別表第2に掲げる委員を置く。

（会長）

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は委員のうちから、学識経験者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を統括し、議事進行にあたる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議の職務に従事できない場合は、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合においては、代理人は、会議開催前に委任状を会長に提出しなければならない。

3 会長が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝金)

第7条 委員(国、県及び市町の職員である者を除く。以下次条において同じ。)が協議会に出席したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員が協議会に出席したときは、旅費を支給する。

2 第1項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により算出した額に相当する額とする。

(ワーキング)

第9条 協議会に、協議会で協議すべき原案のうち(上流域、中流域及び下流域に係る事項)等を検討するため、上流域ワーキング、中流域ワーキング及び下流域ワーキングを設置する。

2 上流域ワーキング、中流域ワーキング及び下流域ワーキングに、各々別表第3から別表第5までに掲げる者(以下「ワーキング構成員」という。)を置く。

3 ワーキング構成員は、他のワーキング構成員を兼ねることができるほか、委員を兼ねることができる。

4 上流域ワーキング、中流域ワーキング及び下流域ワーキングに各々座長を置く。

5 上流域ワーキング、中流域ワーキング及び下流域ワーキングの座長は、それぞれ丹波土木事務所、加東土木事務所及び加古川土木事務所の所長補佐(企画調整担当)の職にあるワーキング構成員をもって充てる。

6 座長及び上流域ワーキング、中流域ワーキング及び下流域ワーキングの会議については、第5条第3項及び第6条の規定を準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「上流域ワーキング」「中流域ワーキング」もしくは「下流域ワーキング」、「委員」とあるのは「ワーキング構成員」、「会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

7 ワーキング構成員に対しては、第7条及び前条の規定を準用し、謝金及び旅費を支給する。

(事務局)

第10条 協議会及び上流域ワーキング、中流域ワーキング及び下流域ワーキングの庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、兵庫県北播磨県民局加東土木事務所をもって充てる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び上流域ワーキング、中流域ワーキング及び下流域ワーキングの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 6 月 4 日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 12 月 8 日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 2 月 28 日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 10 月 18 日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 11 月 14 日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 3 月 31 日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 11 月 6 日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 3 月 15 日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表第 1 (第 3 条第 1 項関係)

計画地域は、以下の水系に属する河川の流域並びに高砂市及び播磨町のうち、海域へ直接放流される地域とする。

計画地域に属する河川 (水系)		うち洪水予報河川 (水防法第 11 条)	うち水位周知河川 (水防法第 13 条第 2 項)
種別	水系名		
(二)	喜瀬川		喜瀬川
(一)	加古川		加古川、美囊川、志染川、淡河川、万勝寺川、万願寺川、下里川、東条川、千鳥川、野間川、杉原川、篠山川、宮田川、柏原川、高谷川、葛野川
(二)	泊川		
(二)	法華山谷川		法華山谷川

別表第2（第4条第1項関係）

（順不同、敬称略）

属性	氏名	主な役職
学識経験者	宮本 仁志	芝浦工業大学教授
国	池田 大介	姫路河川国道事務所長
	佐伯 亮介	神戸地方気象台長
兵庫県	大久保 和代	神戸県民センター長
	宮口 美範	阪神北県民局長
	野北 浩三	東播磨県民局長
	守本 真一	北播磨県民局長
	上田 浩嗣	丹波県民局長
市町	久元 喜造	神戸市長
	岡田 康裕	加古川市長
	片山 象三	西脇市長
	仲田 一彦	三木市長
	都倉 達殊	高砂市長
	蓬萊 務	小野市長
	田村 克也	三田市長
	高橋 晴彦	加西市長
	酒井 隆明	丹波篠山市長
	林 時彦	丹波市長
	岩根 正	加東市長
	吉田 一四	多可町長
	中山 哲郎	稲美町長
	佐伯 謙作	播磨町長
県民	岸本 仁文	神戸市山田校下自治振興会会長
	岡本 立身	加古川市町内会連合会会長
	藤原 悟	西脇市連合区長会副会長
	稲葉 洋	三木市区長協議会連合会理事
	石堂 求	高砂市連合自治会会計
	藤尾 武人	小野市連合区長会会長
	福井 悦治	大川瀬区長
	深田 哲也	加西市消防団長
	山田 俊朗	丹波篠山市自治会長会会長
	野垣 克巳	丹波市自治会長会理事
	西山 修三	加東市多井田地区区長
	藤本 善久	多可町区長協議会会長
	西澤 一弘	稲美町土地改良事業連絡協議会会長
中島 直實	播磨町自治会連合会会長	

別表第3（第9条第2項関係）

（順不同、敬称略）

上流域ワーキング（丹波篠山市、丹波市）

属性	氏名	主な役職
兵庫県	畑 敏幸	丹波県民局丹波土木事務所所長補佐（企画調整担当）
	松浦 元治	丹波県民局丹波土木事務所副所長（技術）
	北垣 一成	丹波県民局丹波農林振興事務所副所長
	宇野 真由美	丹波県民局県民交流室総務防災課班長（企画防災担当）
	植杉 武生	丹波県民局丹波農林振興事務所篠山土地改良事務所所長補佐兼農村計画課長
市	大上 敬之	丹波篠山市市民生活部市民安全課長
	森本 昌之	丹波篠山市農都創造部農都整備課長
	小林 克巳	丹波篠山市まちづくり部地域整備課長
	荒木 敏明	丹波市建設部河川整備課長
	中谷 一志	丹波市建設部農地整備課長
	早形 繁	丹波市生活環境部くらしの安全課長
県民	山田 俊朗	丹波篠山市自治会長会会長
	野垣 克巳	丹波市自治会長会理事

別表第4（第9条第2項関係）

（順不同、敬称略）

中流域ワーキング（神戸市、西脇市、三木市、小野市、三田市、加西市、加東市、多可町）

属性	氏名	主な役職
国	永田 佳之	姫路河川国道事務所調査課 加古川・揖保川流域治水室課長
兵庫県	河登 健輔	神戸県民センター神戸土木事務所所長補佐（企画調整担当）
	西住 真則	神戸県民センター神戸農林振興事務所副所長
	田中 由起子	神戸県民センター県民交流室総務防災課班長（企画防災担当）
	雨森 尚子	阪神北県民局宝塚土木事務所所長補佐（企画調整担当）
	竹中 修平	阪神北県民局宝塚土木事務所三田業務所所長補佐
	加悦 竜馬	阪神北県民局総務企画室班長（企画防災担当）
	松本 雅伸	阪神北県民局阪神農林振興事務所所長補佐兼農村整備課長
	野邊 正彦	北播磨県民局加東土木事務所所長補佐（企画調整担当）
	松井 康司	北播磨県民局加東土木事務所副所長（技術）
	藤井 忍	北播磨県民局加東土木事務所多可事業所所長
	佐藤 慎介	北播磨県民局加東農林振興事務所副所長
	石倉 伸二郎	北播磨県民局加古川流域土地改良事務所所長補佐兼業務課長
	奥谷 和慶	北播磨県民局加古川流域土地改良事務所所長補佐
市町	能勢 正義	神戸市危機管理室担当課長（計画担当）
	菅原 真也	神戸市経済観光局農政計画課課長（農林土木担当）
	脇本 英伸	神戸市建設局河川課長
	田中 俊之	神戸市北区役所総務部地域協働課課長（地域活動支援担当）
	山上 公平	西脇市くらし安心部防災安全課長
	伊藤 和英	西脇市建設水道部長兼工務課長
	遠藤 直樹	西脇市産業活力再生部農林振興課主幹
	山本 隆之	三木市総合政策部危機管理課長
	小紫 一磨	三木市都市整備部道路河川課長
	米村 誠	三木市上下水道部下水道課長
	谷郷 祐次	三木市産業振興部農地整備課長
	福西 孝雄	小野市市民安全部主幹（防災グループリーダー）
	松田 祐司	小野市地域振興部参事産業創造課長事務取扱
	末広 育生	小野市地域振興部道路河川課長
	岸本 道人	小野市水道部課長（工務グループリーダー）
	山下 栄二	三田市経営管理部危機管理課長
榎本 英樹	三田市地域共創部農村再生課長	
堀 善和	三田市まちの再生部道路河川課長	

属性	氏 名	主な役職
市町	鈴木 豊寿	加西市建設部次長兼施設管理課長
	足立 安宏	加西市環境部次長兼上下水道課長兼水道技術管理者
	仲井 正文	加西市建部部土木課長
	中島 泰秀	加西市政策部防災課長
	長谷田 克彦	加東市総務財政部参事兼防災課長
	進藤 恭輔	加東市産業振興部農地整備課長
	西角 昌紀	加東市上下水道部工務課長
	岩崎 吉泰	加東市都市整備部土木課長
	藤原 照明	多可町防災環境担当理事兼建設課長
	藤田 寿彦	多可町産業振興課長
	梅田 康宏	多可町上下水道課長
	今中 大祐	多可町生活安全課長
	県民	岸本 仁文
藤原 悟		西脇市連合区長会副会長
稲葉 洋		三木市区長協議会連合会理事
藤尾 武人		小野市連合区長会会長
福井 悦治		大川瀬区長
深田 哲也		加西市消防団長
西山 修三		加東市多井田地区区長
藤本 善久		多可町区長協議会会長

別表第5（第9条第2項関係）

（順不同、敬称略）

下流域ワーキング（加古川市、高砂市、播磨町、稲美町）

属性	氏名	主な役職
国	永田 佳之	姫路河川国道事務所調査課 加古川・揖保川流域治水室 課長
兵庫県	藤澤 伸和	東播磨県民局加古川土木事務所所長補佐（企画調整担当）
	大畑 雅哉	東播磨県民局加古川土木事務所副所長（技術）
	藤原 誠	東播磨県民局加古川農林水産振興事務所副所長
	梶本 智和	東播磨県民局総務企画室班長（企画防災担当）
	奥谷 和慶	北播磨県民局加古川流域土地改良事務所所長補佐
市町	高田 真吾	加古川市防災部防災対策課長
	中村 浩孝	加古川市産業経済部農林水産課長
	田中 俊祐	加古川市建設部治水対策課長
	山本 満	加古川市上下水道局下水道課長
	谷川 文崇	高砂市企画総務部危機管理室防災担当主幹
	向 和哉	高砂市上下水道部治水対策課長
	森本 宏明	稲美町産業課長
	大西 桂典	稲美町危機管理課長
	高木 孝	稲美町都市計画課長
	井上 智久	稲美町水道課長
	宮崎 英樹	稲美町土木課長
	小林 勉	播磨町上下水道課長
	玉川 滋一	播磨町産業環境課長
	橋本 敏弘	播磨町土木課長
	日野 統内	播磨町危機管理課長
県民	岡本 立身	加古川市町内会連合会会長
	石堂 求	高砂市連合自治会会計
	西澤 一弘	稲美町土地改良事業連絡協議会会長
	中島 直實	播磨町自治会連合会会長

東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進協議会公開要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進協議会設置要綱第10条の規定に基づき、東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進協議会（以下「協議会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 会議は、原則公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、委員の協議により公開しないとしたときは、この限りでない。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報を含む事項について報告を受け意見を述べる場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると認められる場合

（会議の開催の周知）

第3条 会議の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として会議開催日の一週間前までに一定の方法により、周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 周知の内容は、会議の名称、日時、会場、傍聴手続その他必要な事項とする。

（傍聴人の定員等）

第4条 傍聴人の定員は、会場の適正人員を超えない範囲で一定の傍聴席を設け、より多くの傍聴が得られるよう定めるものとする。

（傍聴の申出等）

第5条 傍聴を希望する者は、会議の当日、会議の開会予定時刻前までに、傍聴申出書（別紙様式）に所要事項を記入の上申し出なければならない。

- 2 傍聴の受付は、先着順により行い、申出者が定員を超える場合は、会議の開会前に抽選により決定する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、傍聴を希望する者が定員に満たない場合には、会議開始後も、定員に達するまで傍聴の上申を認める。

（傍聴できない者）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴できない。

- (1) 委員等、他の傍聴人に迷惑となるおそれのある物品を携帯し、着用している者
- (2) 議事を妨害することを疑うに足りることが明らかな態度を示す者
- (3) 児童及び乳幼児（ただし、同伴者が会長の許可を得た場合はこの限りではない。）

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
- (2) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (3) その他、会議室の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて事務局員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会長が非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。
 - (2) 傍聴人が第8条及び前条の規定に違反し、会長が退場を命じたとき。
- 2 前項第2号の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会議室に入ることはできない。

(傍聴人の意見陳述)

第10条 傍聴人は、会議中、会長が許可した場合に限り、意見を陳述することができる。

- 2 傍聴人は、意見を陳述するときは、すべて会長の指示に従わなければならない。

(議事録)

第11条 協議会は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 開催の日時及び会場
 - (2) 出席した委員の氏名
 - (3) 議事の内容
 - (4) その他協議会において必要と認める事項
- 2 議事録は、会長及び会長が指名する委員1名が署名して確定する。
- 3 議事録は、会議を公開した場合は公開とし、会議を非公開とした場合は非公開とする。ただし、協議会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(報道関係者の取扱)

第12条 報道関係者は、第5条及び第6条の規定に関わらず、公開の協議会を傍聴することができる。

- 2 第7条から第9条までの規定は、報道関係者が公開の協議会を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」と読み替えるものとする。

(ワーキングの準用)

第13条 第2条から前条までの規定は、上流域ワーキング、中流域ワーキング及び下流域ワーキング（以下ワーキングという）の会議の公開について準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「ワーキング」、「委員」とあるのは「ワーキング構成員」、「会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

(その他)

第14条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年6月4日から施行する。
(この要領の失効)
- 2 この要領は、平成 29 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 28 年 12 月 8 日から施行する。
(この要領の失効)
- 2 この要領は、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 3 月 31 日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 11 月 6 日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 3 月 15 日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。